

## 電気通信事業会計規則の一部を改正する省令等 概要

会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）の改正に伴い、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）と会社計算規則との整合を図るほか、所要の規定の整備を行うため、電気通信事業会計規則の一部を改正するもの。あわせて、会計規則に基づく告示（平成 16 年総務省告示第 232 号）の一部を改正するもの。

改正の概要は次のとおり。

### 改正の概要

#### 1. 電気通信事業会計規則の一部改正

個別注記表の記載事項として、会計上の見積りに関する注記を新設するほか、規定の整備を行う。

##### 【改正を行う条項】

附則第 3 項、別表第一、別表第一の二、別表第二様式第 4、同様式第 6、別表第二の二様式第 4

##### 【施行日】

公布の日から施行し、施行の日以後終了する事業年度に係る事業年度から適用する。

#### 2. 平成 16 年総務省告示第 232 号（基礎的電気通信役務損益明細表、指定電気通信役務損益明細表及び移動電気通信役務損益明細表の開示の方法を定める件）の一部改正

規定の整備を行う。

##### 【改正を行う条項】

第 1 項

##### 【施行日】

公布の日から施行する。